

募集 手作り市民農園入園者

- 📅 9月～来年8月
 所 笠縫東小学校東側(平井三)
 対 市内在住の人
 定 17区画程度(抽選)
 ※1区画約30㎡
 ￥ 年5,000円
 他 一部水はけの悪い区画があります。
 駐車場はありません
 申 6月15日(火)まで
 申・問 市農業振興協議会事務局
 (4階、農林水産課内)
 ☎561-2347、FAX561-2486

募集 市民文化祭参加団体

- 舞踊や音楽演奏など舞台上で発表する団体や、作品展示発表をする団体を募集します。
 📅 9月25日(土)、26日(日)
 所 草津クレアホール
 対 市内で芸術活動を継続的に行っていて、実行委員として参加し、当日運営に協力できる団体
 定 複数団体(調整)
 申 6月30日(水)まで(必着)
 申・問 草津アートセンター
 (野路六、草津クレアホール内)
 ☎561-6100、FAX564-5851

募集 宗鑑忌俳句大会 事前投句

- 10月22日(金)に市役所で開催する、宗鑑忌俳句大会の俳句を募集します。季題・季語は「四季雑詠」です。
 応募句 3句1組(1人何組でも応募可)
 ￥ 1組1,000円(郵送は、定額小為替か現金書留)
 申 6月30日(水)まで(必着)に、投句用紙に句を書き、投句料を添えて、直接か郵送で
 申・問 生涯学習課(6階)
 ☎561-2428、FAX561-2488

募集 少年センター運営委員会委員

- 管理運営に必要な事項を調査・審議します。
 任期 9月～令和5年8月
 対 18歳以上で、市内に在住か通勤・通学しているか、市内で市民公益活動を行っている人。ただし、市の議員や職員、他の審議会などの委員を除く
 定 3人(選考(面接))
 他 会議出席の際、託児が必要な場合は、ご相談ください
 申 6月14日(月)～21日(月)(16:00必着)
 申・問 少年センター(大路二)
 ☎562-6561、FAX567-0557

募集 ゆうゆうびとバンク

- 美術や音楽、スポーツ、環境学習など、さまざまな知識や技術、経験を社会で生かしたいという個人やグループ、団体を登録している学習ボランティア活動の人材バンクです。
 ●自分の知識や経験、技術を市民の皆さんに提供したい
 ●免許や資格は無いけど、得意なことを教えたい
 ●子どもと一緒に、さまざまな学習活動をしたい
 など、ボランティア活動を希望する人の登録をお待ちしています。
 他 登録条件
 ・市内で学習ボランティアが可能な人
 ・営利、政治、宗教活動を目的とする登録でないこと
 ・指導、活動内容が、広く市民の生涯学習を支援するためのものであること

- 申・問 生涯学習課(6階)
 ☎561-2427、FAX561-2488

**教育委員会事務外部評価委員**

- 昨年度に教育委員会が実施した事務事業の点検・評価をします。
 任期 委嘱日～来年3月
 ※年2回程度の会議
 定 1人(選考(面接))
 申 6月1日(火)～15日(火)(消印有効)
 申・問 教育総務課(6階)
 ☎561-2425、FAX561-2488

地域密着型サービス運営委員会委員

- 地域密着型介護サービスと地域密着型介護予防サービス事業者の指定、施設の設備や運営の基準などを調査・審議します。
 任期 委嘱日～令和6年3月
 ※年数回の会議
 対 40歳以上で市内に在住の人
 定 2人(選考(面接))
 申 7月2日(金)まで(必着)
 申・問 介護保険課(1階)
 ☎561-2369、FAX561-2480

教育情報化推進懇談会委員

- 教育情報化に関する施策の実施や計画の立案などについて協議します。
 任期 委嘱日～来年3月
 ※年3回程度の会議
 定 2人(選考(面接))
 申 6月11日(金)まで(消印有効)
 申・問 学校政策推進課(6階)
 ☎561-6981、FAX561-2488

委員の募集

- 対 18歳以上で、市内に在住か通勤・通学しているか、市内で市民公益活動を行っている人。ただし、市の議員や職員、他の審議会などの委員を除く
 ※他に制限のある場合は個別に記載
 他 会議出席の際、託児が必要な場合は、担当課にご相談ください

あんしんいきいきプラン委員会委員

- あんしんいきいきプラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)の策定・推進に関して、必要な事項を調査・審議します。
 任期 8月(予定)～令和6年3月
 ※年3～6回程度の会議
 対 40歳以上で市内に在住の人
 定 4人(選考(面接))
 申 6月1日(火)～15日(火)(必着)
 申・問 長寿いきがい課(1階)
 ☎561-2372、FAX561-2480

認知症施策推進会議委員

- 認知症施策の推進に関する調査、審議を行います。
 任期 8月(予定)～令和6年3月
 ※年3～5回程度の会議
 定 3人(選考(面接))
 申 6月1日(火)～15日(火)(必着)
 申・問 長寿いきがい課(1階)
 ☎561-2372、FAX561-2480

募集 成人の日記念式典・20歳のつどい実行委員

- 来年1月10日(月)の「成人の日記念式典」の実行委員を募集します。
 対 市内在住で、平成13年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人
 ※市外に転出した人で応募したいときは、ご連絡ください
 定 30人程度(先着順)
 申 6月1日(火)～25日(金)(必着)
 申・問 生涯学習課(6階)
 ☎561-2427、FAX561-2488



ハイ! **消費生活相談員です**  **消費生活センター(1階) ☎561-2353 相談時間 9:00～16:30** **No. 277**

消費生活センターへの相談あれこれ!



- インターネットの普及に伴い、私たちを取り巻く環境は急速なグローバル化が進み、世界中の情報があふれる時代になってきました。日々の生活においても「悪質商法」の手口が巧妙化し、インターネットのサービスを駆使して、さまざまな手法で私たちの近づく、思わぬ被害に遭ってしまうケースが後を絶ちません。
- 【事例】**
- ① 大手オークションサイトでカメラを落札。届いた商品は新品ではなく、箱や本体に傷があった。出品者には返品不可と言われた。クーリング・オフしたい。
- ② 去年の連休にインターネットで見つけたサイトで格安海外航空券を申し込んだ。クレジットで支払ったが、新型コロナウイルスの影響で旅行をやめることにした。支払った代金を返金してほしい。
- ③ 「古着など不用品を高額で買い取る」と電話があり、来訪を約束したが信用できず。

- 【対処法】**
- 事例①と②は通信販売で、基本的にクーリング・オフは適用されません。各通販業者が返品・返金について規定しています。契約する前に契約条件や解約規定を十分に理解した上で慎重に判断しましょう。また、契約内容の画面などは全て保存しておきましょう。
- 事例③はトラブルの多い訪問購入という取引です。不用品高価買い取りを強調し、消費者宅を訪問。自宅に上がり込み、高価な貴金属などを低価で買い取っていきます。この場合は契約して8日以内であればクーリング・オフが可能です。
- 基本的に合意の下で交わした契約は一方の都合でやめることはできません。ただし、不意打ち性の高い取引では冷静に判断できない状態で契約してしまっていることがあります。そこで頭を冷やして考えることができるように、一定期間内であれば無条件で契約解除できるクーリング・オフ制度が設けられています。しかしながら、最近ではクーリング・オフという言葉だけが独り歩きして、消費者がする契約なら何にでも適用されると思っ込んでいる人も少なくありません。
- お得感を強調した甘い言葉に惑わされて業者に誘われるまま契約をせず、その契約が自分や家族に本当に必要なのかどうか慎重に判断しましょう。